## 住宅改修費の手引き

令和6年12月

調布市福祉健康部高齢者支援室

## もくじ

ジ

		<b>^</b> −
1	居宅介護(介護予防)住宅改修費給付の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 1
2	支給限度基準額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 1
3	支給対象となる方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 4
4	支給対象となる住宅改修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 5
5	住宅改修の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 6
6	住宅改修費の支給方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 8
7	(工事着工前)住宅改修費支給申請書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • 9
8	住宅改修費の承認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 12
9	訪問調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 12
10	(工事後)住宅改修費完了届の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 13
1 1	(施工事業者用)	
	受領委任払に係る施行事業者との協定及び登録について・・・・	16
1 2	(施工事業者用)受領委任払制度利用の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
1 3	調布市における介護保険住宅改修費の適用範囲について・・・・	• 18
1 4	申請書類の記入上の注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 23
	介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書:償還払・・・・	• 24
	介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書:受領委任払・・	• 26
	住宅改修が必要な理由書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 28
	見積書(工事後は内訳書)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 30
	領収証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3 1

## 居宅介護(介護予防)住宅改修費給付の概要

在宅の要介護(支援)者が、特定の住宅改修を行った場合に、支給限度基準 額内でかかった費用のうち、保険給付分が保険者より支給されます。

住宅改修費の支給は、工事前にあらかじめ支給申請書を提出し、工事後に完 了届を提出することにより行われます。

## 支給限度基準額

支給限度基準額は要介護度にかかわらず、同一の住宅で20万円です。

保険給付分の最高支給額一覧表				
利用者負担割合※	保険給付分(最高支給額)			
1割	9割(18万円)			
2割	8割(16万円)			
3割	7割(14万円)			

※利用者負担割合は、所得や世帯構成に応じ ■ ⇒ 7月に2割負担,8月に3割負担 て1割から3割に決まります。8月に更新さ れますので, 負担割合証をご確認ください。

領収日時点の負担割合が適用されます。

例)7月に住宅改修事前申請を提 出した。工事が完了し,8月に事業 『者に改修費用を支払った(支払日 =領収日)。

■ だった場合,領収日が8月なので3 割負担になります。

また、以下の場合には、改めて支給限度基準額が20万円となります。 (支給限度基準額の残額があっても持ち越されず,20万円となります。)

- 転居されたことで住民票上の住所に変更があった場合
- 最初の住宅改修に着工した日と比べて、※要介護状態区分が (2) 3段階以上重くなった場合

## <介護状態区分が3段階以上重くなった場合の例外>

初回の住宅改修着エ日の 要介護状態区分	追加の住宅改修着エ日の 要介護状態区分
要支援1・経過的要介護・ 要支援(H18.4.1 前)(第1段階)	要介護3(第4段階) 要介護4(第5段階) 要介護5(第6段階)
要支援2・要介護1(第2段階)	要介護4(第5段階) 要介護5(第6段階)
要介護2(第3段階)	要介護5(第6段階)

この例外は、同一住宅・同一要介護者について1回のみ適用されます。

## 3段階リセット具体例

#### 例 1

新規認定	住宅改修1回目	住宅改修2回目	住宅改修3回目
要支援1 (第1段階)	要介護1 (第2段階)	要介護3 (第4段階)	要介護4 (第5段階)
-	20万円まで利用	× 利用不可	〇 3段階リセット 再度20万円まで利用可

初めて住宅改修を行った要介護1を基準として3段階以上上がっているため, 3段階リセットを適用します。

#### 例 2

住宅改修1回目	住宅改修2回目	住宅改修3回目		
要支援2 (第2段階)	要介護3 (第4段階)	要介護4 (第5段階)		
15万円まで利用	追加の住宅改修 残りの5万円を利用	〇 3段階リセット 再度20万円まで利用可		

初めて住宅改修を行った要支援2を基準として3段階以上上がっているため,3段階リセットを適用します。

#### 例3

住宅改修1回目	住宅改修2回目	住宅改修3回目
要介護3 (第4段階)	要介護1 (第2段階)	要介護4 (第5段階)
10万円まで利用	追加の住宅改修 残り10万円を利用	× 利用不可

初めて住宅改修を行った要介護3を基準としているため、3段階リセットは 適用されません。

#### 例 4

住宅改修1回目	住宅改修2回目	住宅改修3回目
要支援1 (第1段階)	要介護3 (第4段階)	要介護2 (第3段階)
10万円まで利用	○ 3段階リセット 15万円まで利用 (残額10万円はリセット)	5万円まで利用可能

3段階リセットが適用されると、支給限度額の残額(この場合は10万円)も リセットされます。

#### 例 5

住宅改修1回目	住宅改修2回目	住宅改修3回目		
要支援1 (第1段階)	要介護3 (第4段階)	要介護5 (第6段階)		
20万円まで利用	〇 3段階リセット 20万円まで利用	× 利用不可		

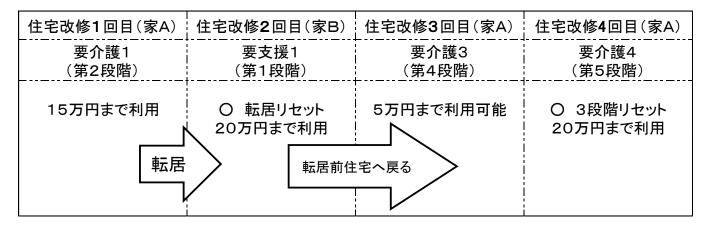
3段階リセットの例外は1人の被保険者について1回限りです。

#### 転居リセット具体例

#### 例 1

住宅改修1回目(家A)	住宅改修2回目(家B)	住宅改修3回目(家B)
要支援1 (第1段階) 転足	要支援1 (第1段階)	要介護5 (第6段階)
20万円まで利用	〇 転居リセット 20万円まで利用	〇 3段階リセット 20万円まで利用

#### 例 2



転居前の住宅(家 A)に再び転居した場合は、転居前に係る利用限度額が適用され、3段階リセットの例外は転居後(上記の場合は家 A)の住宅のみに着目して適用されます。つまり、住宅改修3回目、4回目(家 A)は、住宅改修1回目(家 A)の要介護1(第2段階)が基準となるため、住宅改修4回目時に3段階リセットとなります。

## ③ 支給対象となる方

#### ■ 以下の条件を全て満たす方

- ① 要介護1~5又は要支援1・2の認定を受けている方
  - →非該当(自立)の認定を受けた方は、市の一般施策を利用できる場合が あります。
- ② 住民票上の住所に在宅で生活している方
  - →住民票以外の住所の場合は、在宅であっても住宅改修費支給の<u>対象とな</u>りません。
- ③ 住宅改修の着工前に調布市に事前申請をして、承認を得ている方

## ■ 新規申請等で要介護(支援)認定結果が出ていない方

#### 入院入所中の方の申請について

原則、住宅改修の申請はできません。

しかし、認定が出ていない場合でも住宅改修を行わないと生活に支障がある方、住宅改修を条件に退院・退所を見込んでいる方については、条件を付して受付をしています。

別途,提出いただく書類(住宅改修費支給申請書の事前申請に伴う承諾書)がありますので介護保険担当までご連絡をお願いいたします。

## ■ 工事前に入院・入所・死亡した場合について

事前承認を得ている場合でも、場合によっては住宅改修費が支給されません。まず、介護保険担当までご連絡をお願いいたします。

工事途中の場合は,入院等するまでの工事費が支給の対象となります。

## 4 支給対象となる住宅改修 (詳細はP.18~22)

#### 1 手すりの取付け

廊下,便所,浴室,玄関,玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは 移動又は移乗動作に資することを目的として設置するもの

#### 2 段差の解消

居室,廊下,便所,浴室,玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修。

敷居を低くする工事,スロープ設置工事,浴室の床のかさ上げ等

※ 昇降機,リフト等,動力により段差を解消する機器を設置する工事は該当しない。

## 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の 材料の変更

居室における畳敷きから板製床材,ビニル系床材等への変更,浴室における床材の滑りにくいものへの変更,通路面における滑りにくい舗装材への変更等

#### 4 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸, 折戸, アコーディオンカーテン等に取り替えるといった 扉全体の取替え, 扉の撤去, ドアノブの変更, 戸車の設置等

#### 5 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への取替え、既存の便器の位置や向きの変更等。 洋式便器の洗浄機能等の付加を理由とした取替えは対象外。

さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の費用は保険給付の対象とならない。(詳細は P.22 参照)

#### 6 上記1から5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(1) 手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

(2) 段差の解消

浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事, スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

(3) 床又は通路面の材料変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更の ための路盤の整備

(4) 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

(5) 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く),便器の取替えに伴う床材の変更

## 5 住宅改修の流れ

#### 1 相談

P.4 「3支給対象となる方」を参照し、①②に該当するか確認します。

利用者及びその家族(以下、「利用者」という。)から担当のケアマネジャーに相談し、事前申請時の提出書類「<u>住宅改修が必要な理由</u> <u>書</u>」の作成を依頼します。担当のケアマネジャーがいない場合は、住 所地区の地域包括支援センターにご相談ください。



#### 2 施工業者へ下見積りを依頼

ケアマネジャーもしくは包括職員(以下,「ケアマネジャー」という。)が,介護保険住宅改修の対象と判断したら,利用者は,<u>複数の施工業者へ下見積りを依頼します。</u>

※ ケアマネジャーは利用者が希望されても、自立支援の観点から必要性が低い場合は、現時点での住宅改修を見送る等、介護保険として適正な内容であるか客観的に判断し、理解が得られるよう説明してください。



#### 3 打合せ・施工業者の決定

利用者・ケアマネジャー・施工業者で現地確認をし、打合せを行い、改修内容を確定します。ケアマネジャーが理由書を作成し、それを元に施工業者は見積書を作成します。利用者は内容や金額を検討の上、施工業者を決定し、住宅改修に必要な書類(見積書、図面、写真等)の作成を依頼します。

※ 単なるリフォーム工事ではなく、自立支援の効果が期待できるか、改修の必要性があるか、住宅の状況等を考慮し、ケアマネジャー、施工業者は改修内容を検討してください。



#### 4 事前申請書の提出(P.9)

工事を行う前に必ず事前申請を行ってください(事業者・利用者どちらからでも可)。

提出書類は P. 9~12 を参照してください。



#### 5 事前審査・審査結果の通知

提出された事前申請について,市が審査し,その結果を利用者に郵送にて通知します。

審査には、お時間をいただきますのであらかじめご了承ください。 (受領委任払の場合は事業者にも交付いたします。)



#### 6 工事着工・完成

承認がおりたことを確認してから工事を進めてください。 承認前に着工した場合は支給対象になりませんのでご注意ください。



#### 7 利用者から施工業者への支払

【償還払】 全額(10割)

【受領委任払】全額から「給付額」を引いた額 (負担割合分1~3割+限度額超過分)



#### 8 完了届の提出

工事完了後,速やかに完了届を提出してください。(事業者・利用者 どちらからでも可)

提出書類はP.13~15を参照してください。



#### 9 支給決定通知送付・保険給付分支払

完了届について市が審査を行い,適正と判断した場合は,償還払の 場合は利用者へ,受領委任払の場合は事業者へ保険給付分を支給しま す。

住宅改修費の支給申請に係る書類は、下記よりダウンロードすることができます。ご活用ください。

調布市ホームページ⇒申請書ダウンロード⇒福祉・介護保険⇒

#### 介護保険住宅改修費支給申請書

## 6 住宅改修費の支給方法

## 1 償還払

利用者は、対象費用の10割を事業者に支払い、市から保険給付分(9~7割分)の支給を受ける方法。

## 2 受領委任払

利用者は、対象費用の利用者負担割合分の自己負担額(1~3割分) を事業者に支払い、事業者は市から保険給付分(9~7割分)の支給を 受ける方法。

#### ① 受領委任払の目的

償還払の方法に代えて、受領委任払の方法により住宅改修費を支給することにより、在宅の要介護(支援)者の一時的な経済的負担の軽減を図り、もって要介護(支援)者の福祉を増進します。

#### ② 受領委任払の方法が利用できる条件

次のいずれにも該当する場合に限ります。

- 1 介護保険料の滞納がないこと
- 2 事業者が調布市と協定を結んでいる受領委任払対象事業者であり、受領委任払の方法を利用することを承諾していること
- 3 要介護(支援)認定を新規申請中ではないこと
- 4 施設・病院等へ入院・入所中ではないこと

#### 自己負担額の計算方法

利用者負担割合に応じて、対象となる住宅改修費の9~7割を保険給付として計算し(端数が発生した場合は切捨て)、残額(1~3割)が自己負担額となります。

※利用者負担割合が3割の例

A工事費(対象額)×O.7B保険給付費A-B自己負担額187,634円(端数切捨て)131,343円56,291円

## 7 工事着工前 住宅改修費支給申請書の提出

介護保険で住宅改修費の支給を受けるためには、事前に下記の書類を調布市の窓口に提出し、市から承認を受ける必要があります。

(承認前に着工した場合は支給対象になりません。)

//	лУ	亜	た	由	詰	聿	類	>>>
///	ルル	$\overline{}$	14	ч	ᆑ	=	大口	//

- □ 1.介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書「事前申請」
- □ 2.住宅改修が必要な理由書
- □ 3.工事見積書
- □ 4.工事前の状況がわかる平面図(立面図)
- □ 5.工事前後がわかる日付入り工事前写真(改修個所をマーキング)
- □(該当者のみ) 住宅の所有者の承諾書 ※1.申請書の裏面
- □ (該当者のみ) 委任状 ※1.申請書の裏面
- □(オーダーメイド品がある場合) 参考価格の分かるカタログコピー
- □ その他、市が必要と認めるもの

## 1 「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書事前申請 J(P.4 参照)

- ① 支払方法(償還払・受領委任払)により、申請書が異なります。
- ② 被保険者氏名及び申請者名は被保険者証に記載されている名前を記入してください。
- ③ 見積金額について(介護保険適用の改修費)
  - 見積金額が20万円を超える場合

20万円と記入した横にカッコ書きで実際の金額を記入願います。

【例:全体金額が 25 万円の場合(受領委任払)】

■ 改修金額が残額を超える場合

残額を記入した横にカッコ書きで実際の金額を記入願います。 残額が不明な場合,介護給付係までお問い合せください。

【例:残額が6万円で10万円の工事を行う場合(受領委任払)】

#### ④ 訂正について

住所・氏名・金額に訂正がある場合,二重線で訂正し,二重線上に申請者印と同一の印を訂正印として押印願います。

⑤ 【裏面】住宅所有者の承諾書(住宅所有者が本人の場合は記入不要)

- 住宅の所有者が本人以外や共有の場合、所有者全員から承諾書をいた だいてください。
- 所有者が死亡し、名義変更が行われていない場合は、相続の権利を有する全ての方から承諾書をいただいてください。
- 都営及び市営住宅の場合「模様替え届」や「許可書」が必要です。
- ⑥ 【裏面】委任状(本人名義に振り込む場合や受領委任払は記入不要)
  - 償還払で申請者と住宅改修費振込先の口座名義人が異なる場合は、委任状が必要になります。
  - 委任者の印は、申請者の印と同一のものを押印してください。

## 2 「住宅改修が必要な理由書」(P.28参照)

- - 1 担当ケアマネジャー
  - 2 担当の地域包括支援センター職員
- ② 記入内容について

本人の身体状況や介護状況を把握し、改修により日常生活をどう変えたいのか、改修の目的や効果等を所定の様式に記入します。

- ③ 複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明 しているかをチェックしてください。
- ④ 理由書作成時の病院・施設等への入院入所の有無をチェックしてください。
- ⑤ 現地確認日、作成日について

介護保険制度上,住宅改修が必要な理由を理由書で明確にしてから,工 事見積りを出すため,時系列は下記のとおりになっているか確認願います。

現地確認日 ≤ 作成日 ≤ 見積書の日付(見積日)

## 3 工事費見積書(P.30参照)

① 住宅改修費の支給対象となる費用の見積りを提出願います。

介護保険住宅改修費の支給対象とならない工事と同時に施工する場合は, 介護保険対象の工事分だけの見積書を作成するか,介護保険対象分と対象 外の工事分を区分けして表記してください。

- ② タイトルに「見積書」と記載してください。
- ③ 宛名は被保険者本人の氏名をフルネームで記載願います。
- ④ 見積日を明記してください(理由書作成日以降であること)
- ⑤ 諸経費は工事費全体の10%を目安として審査します。
- ⑥ 値引きは消費税計算の前に行ってください。
- ⑦ 消費税は小数点以下切捨てで計算してください。
- ⑧ 改修内容,材料費,施工費,諸経費等を適切に区分したものとし、材料費については部品の個数や長さも記載してください。

## 4 改修箇所の日付入り工事前写真

- ① 改修予定箇所が鮮明にわかる写真をお願いします。
- ② 工事後の提出写真と整合性がとれるよう、写す角度等に注意願います。
- ③ 部分的に撮影されたものではなく、全体の様子がわかるように撮影してください。階段等全体が写りきらない場合は、連続性がわかるよう分割して撮影いただいて結構です。
- ④ A4用紙に写真を貼付する、改修内容が複数ある場合は見積書に対応した番号を振るなど、整理した形で提出願います。
- ⑤ 手すり設置場所など、工事箇所を工事前写真にマークしてください。
- ⑥ 理由書の記載内容に応じた写真の提出もお願いします。
  - 例1 段差昇降や浴槽のまたぎの負担軽減等を目的に住宅改修する場合→ 段差等を計測した写真(屋内階段は不要)
  - 例2 既存手すりの高さが身体に合わないことが原因となる場合 →既存手すりの高さを計測した写真
  - 例3 2階寝室に行くために階段に手すりが必要と記載→2階寝室の写真
- ⑦ 日付入りの写真を提出願います。
  カメラに日付印字機能が無い場合は、日付を記入した黒板や紙等を写真に写し込ませたものでも可。
- ⑧ 改修箇所に既存の手すりがある場合は、新規手すりとの位置が分かる写真が必要です。

## 5 工事前後の状況がわかる平面図(立面図)

① 理由書の内容に応じて、居宅内の位置関係がわかるものをお願いします。

- ② 「2階のベランダに行くための手すり」や「台所に行くための段差解消」など、移動等の改善のために住宅改修をする場合、工事箇所だけではなく、目的地までの経路及び位置まで、動線がわかるよう図面に表してください。 間取り図も作成し、台所、寝室等の部屋名を記してください。
- ③ 高さや長さを正確に表示してください(補助板も含みます)。
- ④ 段差解消の場合は、立面図も提出してください。
- ⑤ 該当箇所に既存手すりがある場合は、それらも図面に表し、写真も添付してください。

住宅改修費の支給申請に係る書類は、下記よりダウンロードすることができます。ご活用ください。

調布市ホームページ⇒申請書ダウンロード⇒福祉・介護保険⇒

介護保険住宅改修費支給申請書

## 图 住宅改修費の承認

事前申請書を受付後、全ての書類が不備なく整い次第、内容が適切か審査をします。申請者(受領委任払の場合は事業者も)に対し、「(介護予防)住宅改修費承認(不承認)通知書」により通知しますので、承認日以降に工事を着工してください。

※ 市は、申請書を受付後、内容を審査するため承認に時間を要する場合があります。あらかじめ御了承ください。

## **9 訪問調査について**

- 調布市では、適正な住宅改修費の支給及び現在の住宅改修のニーズを 把握するため、住宅改修をする方のご自宅へ訪問し調査を行っておりま す。
- 調査をする方については、住宅改修の申請をされた中から調布市が選定し、理由書の作成者(ケアマネジャー等)を通じてご連絡いたします。 調査が決まった方につきましては、ご協力をお願いいたします。

## 10 工事後 住宅改修費完了届の提出

## 1 「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修完了届工事後」(P.31 参照)

- ① 支払方法(償還払・受領委任払)により、申請書が異なります。
- ② 被保険者氏名及び申請者名は被保険者証に記載されている名前を記入してください。
- ③ 訂正について 訂正がある場合二重線で訂正し、二重線上に申請者印と同一の印を訂正 印として押印願います。
- ⑧ 承認決定日, 着工日, 完成日などの日付について 時系列は下記のとおりになっているか確認願います。

承認決定日 ≤ 着工日 ≤ 完成日 ≤ 内訳書日付 ≤ 領収日

#### 2 領収証(コピー可。ただし、原本と照合させていただきます)

- ① 領収日を明記してください(工事完成日及び内訳日以降の日付)。
- ② 宛名は被保険者本人のフルネームで記載をお願いします。
- ③ 住宅改修費用であることがわかるもの。 (支給対象外の工事費も併せて領収されている場合,介護保険住宅改修 費の支給対象となる費用を但し書きで明記すること)
- ④ 償還払の場合は、申請分の全額の領収書
- ⑤ 受領委任払の場合は、自己負担分(1~3割)の領収書
  - ※ 利用者の自己負担分については、領収日時点の負担割合(1~3割) が基準となります。
- ⑥ 領収金額が5万円以上の場合は、収入印紙(200円)を貼付し、法人の代表者又はその代理人、使用人その他の従業員の印章又は署名で消されている必要があります。ただし、消費税抜きの金額が5万円を超えない場合、領収証に消費税抜き価額・消費税額の記載があれば、収入印紙を貼付する必要はありません。

## 3 工事費内訳書(請求書)

- ① 日付を明記する(工事の完成日以降領収日までの日付)。
- ② 宛名は被保険者本人のフルネームで記載されているもの。
- ③ 住宅改修費の支給対象となる費用の内訳がわかるよう、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したもの

- ④ 工事費見積書と記載されているもの及び見積書である旨の記載があるものは不可。
- ⑤ やむを得ず支給申請と実際の改修工事の内容が変わってしまった場合は, 実際に行った工事の内訳書を提出してください。

## 4 工事前・工事後の状況がわかる平面図(立面図)

居宅内の位置関係がわかるもの。

(事前申請と同じ場合も再度ご提出をお願いします。)

#### 5 改修箇所の日付入り工事後写真

- ① 改修箇所が鮮明に分かる写真をお願いします。
  - (ブラケットの数,木口化粧材など,部材の個数や形状等,内訳書と照合します。手すりや補強板等,1枚の写真に収まらない場合は分けて,連続性がわかるように撮影をお願いします。)
- ② 工事前の提出写真と整合性がとれるよう、同じ角度等で撮影してください。
- ③ A4用紙に写真を貼付する、改修内容が複数ある場合は見積書に対応した番号を振るなど、整理した形で提出願います。
- ④ 日付入りの写真を提出願います。 カメラに日付印字機能が無い場合は、日付を記入した黒板や紙等を写真 に写し込ませたものでも可。

## 6 住宅改修完了届工事後の提出における注意事項

- ① 着工及び完了日時点の利用者の介護度が未決定の場合 認定申請(新規,更新,変更含む)中などで,工事の着工及び完成日時 点の介護度が確定していない場合は,認定結果が出るまで完了届は受け付 けできません。
- ② 利用者が引き続き、病院に入院又は施設等へ入所している場合 住宅改修は在宅サービスのため、完了届提出時までに退院又は退所して いる必要があります。
- ③ 完了届の提出期限 領収日より2年以内に提出してください。2年を過ぎると時効により、 請求権が消滅してしまいます。
- ④ 住宅改修完了後に利用者が亡くなられた場合 完了届の申請者は、利用者の相続人となりますので、「<u>相続人代表者指</u>

<u>定届出書」</u>の提出が必要となります。また、添付書類として、戸籍謄本等の写し(コピー可)が必要になる場合があります。詳しくは、相続人代表者指定届出書に記載がありますのでそちらでご確認ください。書式は、ホームページからダウンロードできます。

## 事前申請内容と実際の改修工事内容が変わりそうな時は・・・

## <u>必ず工事着工前に市担当者までご相談ください。</u>

事前申請見積りからブラケットを1つ減らした場合など、軽微な変更であったとしても必ず御連絡ください。

御連絡をいただかずに、事前申請と異なる工事内容で完了された場合,住宅改修費が支給されない場合もありますので御注意ください。

住宅改修費の支給申請に係る書類は、下記よりダウンロードすることができます。ご活用ください。

調布市ホームページ⇒申請書ダウンロード⇒福祉・介護保険⇒

介護保険住宅改修費支給申請書

# 11 【施工事業者用】受領委任払に係る施工事業者との協定及び登録について

事業者が調布市の行う住宅改修費の支給に係る受領委任払について同意し、 その実施について協定を締結し、住宅改修費受領委任払対象事業者として登録 しようとする場合は次の手順により、登録申請を行います。

- ① 市が実施する介護保険住宅改修事業者研修を受講します。受講後、テストを受け、結果を送信することで市への研修受講報告が完了します。
- ② 市内で、償還払での介護保険住宅改修の実績を2件分つくります。市の定める合格基準を満たしたものを実績とみなします。
- ③ 『住宅改修費受領委任払対象事業者申請書(第2号様式)』により、事業 所ごとに登録の申請をします。
- ④ 『介護保険住宅改修費受領委任払協定書(第1号様式)』の内容を確認の うえ、市と事業者で協定を締結します。
- ⑤ 協定締結後,市は『住宅改修費受領委任払対象事業者登録決定通知書(第3号様式)』により登録事項を通知します。
- ⑥ 通知日より住宅改修費受領委任払対象事業者として登録され、対象となる 利用者から受領委任払の依頼があった場合に受任することが可能になりま す。なお、登録事項に変更があった場合、登録した事業を廃止した場合若し くは休止・再開する場合はそれぞれ指定様式により届出が必要となります。
- ⑦ 登録された事業者は住宅改修費受領委任払対象事業者として、ホームページその他で市民に周知します。そのため、基本的に受領委任払で対応してください。
  - ※ 保険給付の適正化並びに市民に周知するため、公平かつ公正な価格での サービスの提供をお願いします。

#### 〈留意事項〉

- •協定を締結する際、協議が整わなかった場合は登録を却下します。
- ・住宅改修費支給申請の内容について、登録事業者の責に帰すべき理由により事実と異なるものがあると認められた場合は協定を解除し、登録を 抹消します。

## 12 【施工事業者用】 受領委任払制度利用の流れ

事業所の担当者が研修を受講 受領委任払登録 調布市内で償還払での介護保険住宅改修の実績をつくる 市の受領委任払制度に同意のうえ, 対象事業者登録申請 ※市と指定様式により協定を事業所ごとに締結 市から事業所に対し、対象事業者登録決定通知書送付 ~登録完了後に受領委任払で申請できます~ 支給申請(事前申請)時に利用者より受任し、市へ事前申請の提出 サービスの提供 利用者から 1~3割の自己負担分及び対象外があればその合計額を徴収 市へ完了届(受領委任払用)の提出 支給決定後、受任事業者へ対象金額の9~7割分を支給

# 13 調布市における介護保険住宅改修費の 適用範囲について

※ この適用範囲は保険者判断によるものも含まれるため、あくまでも調布市においてのものであり、他の 保険者と異なる場合がありますので御注意願います。

	項目	詳細		可否	根拠等
		有		0	
	要介護認定	申請中		Δ	原則,認定後に申請する。しかし、状況により工事を承認することは可能。ただし、認定結果が自立となった場合は自費となる
		無		×	
		住民票のある住所地		0	
		住民票の住所以外の居住地		X	住民票上の住所地のみ対象
		現況住民票のない引越し先の		X	
		一時的に身を寄せる家族宅	住民票を移した場合	0	
			住民票を移さない場合	×	
		共同住宅の共用部分		0	ただし、住宅の所有者等の承諾 を得る必要がある
		新築住宅の場合	竣工前	×	
	改修先		竣工日以降	0	
		増築の場合		Δ	個々の案件による
		店舗付き住宅の場合		0	店舗部分を含めて、利用者の自立支援に繋がる必要な改修であれば、対象となる
		有料•軽費老人ホーム	専用部分(居宅部分)	Δ	そもそも高齢者の利用に適した ものとなっているはずである が、利用者の身体の状況により 支給は可能である
		= xiii +	共用部分	X	
		事業者	家族以外が経営している事業者	0	
対象要件	Die Akraeler		家族が経営している事業者	Δ	工事を家族に依頼した場合は、 材料購入費は支給対象となる が、工賃は対象外となる。ま た、企業として依頼した場合 は、すべて支給対象となる
	改修者	利用者		Δ	材料購入費は支給対象となる が,工賃は対象外となる
		家族		Δ	材料購入費は支給対象となる が,工賃は対象外となる
		知人(事業者でない場合)		Δ	材料購入費は支給対象となる が、工賃は対象外となる
		一時帰宅する場合		×	生活の拠点は施設・病院にある ので,外泊時であっても在宅 サービスは算定できない
	施設・病院等へ入所また は入院中の場合	退所・退院が見込める場合		Δ	原則として、退院・退所後に申請する。しかし、状況により工事を承認することは可能。ただし、退所・退院できなかった場合は自費となる
		工事着工前に死亡した場合		×	対象外(取下げ書が必要)
	利用者が死亡した場合	工事着工後に死亡した場合		Δ	利用者が死亡するまでに完了し た工事について対象(相続人代 表者指定届出書が必要)
		工事完了後に死亡した場合		0	対象(相続人代表者指定届出書 が必要)
	賃貸住宅等で退去時に現場	(回復する場合		×	
	同一世帯に要介護者等が2	2名以上いる場合		0	それぞれ必要な改修を支給限度 額まですることができる

			作成者	担当介護支援専門員	0	優先順位 ↓
			TFIXE		0	愛兀順□ ↓
				介護支援専門員	0	
				地域包括支援センター担当職員 本人・家族	X	
					X	
	住宅改修が必要な 理由書		作成費用	利用者から徴収	×	介護支援専門員等が住宅改修に 必要な書類を作成する業務は、 居宅介護支援事業または介護予 防支援事業の一環として位置づ けられているので、利用者から 別途費用を徴収することはでき ない
				市の助成制度	無し	
			形式	領収証の要件を満たすもの	0	
			71514	レシート	×	
申				銀行または郵便局の		
請				振込(替)用紙	×	
書類	領収証		金額	介護保険対象外工事分と合わせて記載	0	工事費の内訳で、対象となる工 事及びその金額がわかるように 区分されていること
			完了届への添付	原本	0	
				写し	0	ただし、申請時に領収証の原本 と照合あり
			日付	黒板・紙等に日付を記載し 撮影したもの	0	
				カメラの日付機能により印字されてい るもの	0	
	写真			撮影者が撮影日を写真に直接記載したもの	×	
				台紙等に貼付され台紙に撮影日を記載したもの	×	現像料として内訳に明記されて
			現像料	介護保険住宅改修費として申請 利用者より別途徴収	×	いるものは対象外
		取付け	屋内	THE BOY SHARE IN THE	Ō	
		位置	屋外		0	生活動線であれば設置可能
			円柱型(通常のもの)		0	工石動脈であればない 日本
			上部平坦型(棚状のもの)		0	高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状を選択することが重要
手す	りの取付け	形状	取り外しが可能なもの		Δ	はね上げ式、可変式等の手すりの片側が固定されているもの、若しくは両端の取り外し可能な金具で固定されているものは、工事を伴うものであり、その部材を使用する合理的な理由があれば対象となる
*	付属・装飾のつい		金具等で固定		0	
	のは対象外	設置	マグネット・吸盤で固定		×	
		方法	工事を伴わないもの		×	基本的に福祉用具貸与・購入費の対象となる
			劣化・老朽化等によるもの		×	単に劣化・老朽化等の理由であれば不可
		取替えの場合	利用者の状態の変化によるも	5 <i>0</i>	0	利用者の状態の変化により、形態を変更する必要がある場合等は取替え可能。 既存手すりと新たな手すりの違いがわかる図面・写真の提出と、場合により、新たな手すりのパンフレット等の添付が必要
		付帯 工事	手すりを設置するために既存	字のものを撤去 (移設) する費用	0	基本的に可能

の羊の砂ツ	改修	トイレ	木製スロープ等		田中オスニト
段差の解消	箇所	F10		0	固定すること
			床上げ・下げ	0	
			敷居撤去	0	田中オフート
		浴室	木製スロープ等	0	固定すること
			床上げ・下げ	0	
			すのこ	×	入浴補助用具の浴室内すのこと して福祉用具購入の支給対象と なる
			ユニットパスへ交換する場合	Δ	床の段差解消部分が按分できる ものであれば可能 (メーカーの 按分表が必要)
			浴槽の交換	Δ	浴槽の縁に腰を掛けて、身体の向きを変えて入浴するために、 浴槽の縁を高くする工事は対象外。脱衣場と浴室の段差解消の 結果、浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入が困難かつ危険になったのかさ上げが可能。この場合、技術的に浴槽のかなとげが困難な対象となる。 ※一般施策に対象あり
		居室	木製スロープ等	0	固定すること
			床上げ・下げ	0	隣接する土間部分を居室化する ことも可能
			敷居撤去	0	
		階段	段差を緩やかにする工事	0	階段を利用する理由により可能
		玄関	式台設置	0	固定すること
		五国	緩やかな段差(階段)にする工事	0	固定すること
			スロープ化	0	DE 9 SCC
		玄関から道路まで	階段をスロープ化	0	
		公内の うためる く	階段の段差を緩やかにする工事	0	
			スロープの傾斜を緩やかにする工事	×	スロープの傾斜は,一般的に段 差とはいえない
		掃出し窓	スロープ設置	0	居室から屋外に出る理由により 可能 ※工事を伴うもの
			段差を緩やかにする工事	0	居室から屋外に出る理由により 可能
		ベランダ	スロープ設置	0	ベランダを使用する理由により 可能 ※工事を伴うもの
			段差を緩やかにする工事	0	ベランダを使用する理由により 可能
		通路等	傾斜を解消する工事	0	通路を使用する理由により可能
	既に段	木製スロープ等 ⇒ 床上に	<b>ず・</b> 下げ	0	利用者の状態の変化等の理由に より可能
	差解消 される場合	固定されていないもの ⇒	交換固定	0	劣化・老朽化等の理由は不可。 ぐらつく・安定しない等の理由 又は利用者の状態の変化等によ る理由により可能。
	段差解 消機器	昇降機		×	
		リフト		×	移動式, 固定式又は据置式のも のは福祉用具貸与の対象となっ ている
		段差解消機		×	
		その他機器		×	段差解消機器を設置する工事は 対象外
		段差解消機設置に伴い、既存	- 字のものを撤去するT事	×	
	付帯		- ^ ひくらまひょめ十事		
		転落防止柵の設置			I.

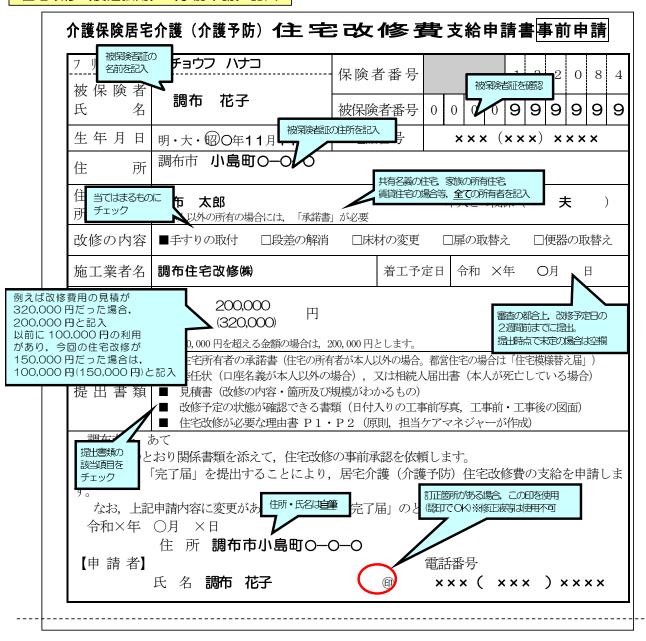
床材の変更	改修箇	居室	畳敷 ⇒ 板製床材	0	劣化・老朽化等の理由は不可
	所		畳敷 ⇒ ビニル系床材	0	劣化・老朽化等の理由は不可
			床材の表面加工	0	溝をつけたり、滑り止めの塗料 の塗布による加工も対象となる が、工法による効果の持続性を 考慮して選択すること
			その他	Δ	劣化・老朽化等の理由以外で, (数値等で)移動が円滑化する 根拠となるものがあれば可能
		浴室	床材の滑りにくいものへ変更	0	素材等のパンフレットを付けて ください
			滑り止めマット	×	本来そのまま敷くためのものなので、接着等により固定したとしても対象にならない。また、福祉用具購入費も対象外。
		トイレ	床材の滑りにくいものへ変更	0	素材等のパンフレットを付けて ください
		廊下	床材の滑りにくいものへ変更	Δ	劣化・老朽化等の理由以外で、 (数値等で)移動が円滑化する 根拠となるものがあれば可能
		階段	ノンスリップの取付け	0	ノンスリップが突き出過ぎたり、設置により滑りが悪くなり過ぎると、つまづき・転落の危険性があるので、十分注意すること
			カーペットの張り付け	0	
			上記のものが既に設置されている場合 の変更	Δ	劣化・老朽化等の理由以外で, (数値等で)移動が円滑化する 根拠となるものがあれば可能
			透かし階段等に蹴込み板を取り付ける場合	×	対象となる項目がないため、対 象外
		玄関から道路までの通路	<ul><li>土・砂利敷き等 ⇒コンクリートその 他の舗装材</li><li>路盤の整備</li></ul>	0	付帯工事として対象となる
		掃出し窓から道路までの通 路	土・砂利敷き等 ⇒コンクリートその 他の舗装材	0	
			路盤の整備		付帯工事として対象となる
	固定した	いもの I	1	×	身体の状態に合わせて性能が変
扉の取替え	工法	扉の吊りこみ位置の変更	扉そのものを交換しない場合 扉そのものを交換する場合	0	わるため、対象となる
		ドアノブの変更	人の出入口	0	
		1777000	建物と一体となったクローゼット, 食器棚, 収納庫等	Δ	利用者にとって必要であると認 められる理由があれば支給可能
			扉ごと交換	0	劣化・老朽化等の理由は不可
		戸車の設置		0	
		開き戸 ⇒	引き戸・折戸・引き込み戸 アコーディオンカーテン	0	
			自動ドア	Δ	ドア部分は対象となるが,動力 部分は対象外となる
		引き戸 ⇒	引き戸	Δ	単に劣化・老朽化等の理由であれば対象外となるが、既存引き戸が重く開閉が容易でない等の理由があれば対象となる
			その他	Δ	必要性が認められる理由があれ ば支給可能
		門扉の交換		0	理由により対象となる
1		扉の撤去		0	理由により対象となる

扉の取替え	付帯 工事	扉の取替に伴う柱の改修	江事	0	
		扉の間口を広げるための	壁の撤去工事	0	理由により対象となる
		既存の扉の処分費用		0	
		扉の変更による既存物の	移設費用	Δ	必要最小限で認めるもの とする
		新規に出入口を設置する	場合	X	新設となるので対象外
		扉の位置をずらす場合		Δ	利用者の状態により、必要と認 められる場合は支給可能
		扉に鍵を取付ける場合		Δ	単に鍵を取付ける工事は対象外 となるが、ドアノブ変更により 鍵付きのものに変更する場合は 対象となる
便器の取替え	工法	和式便器 ⇒	洋式便器	0	
			洗浄機能等が付加された洋式便器	Δ	取り替える際に,洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合は,対象となる
			腰掛式便座(和式便器の上に置くもの)	×	腰掛便座として福祉用具購入費 の支給対象となる。住宅改修と しては「便器の取替え」となら ないため、対象外。
			スワレット(TOTO) (洗浄機能付,補高機能付等の便座を 含む)	0	当製品は、給水配管工事を伴うため、福祉用具購入費には該当しない。また、2本の木ねじで固定することもあり、今後、元に戻すことは考えにくいことから、洋式便器への取替えとして支給対象とする。スワレットの上にセットする便座も一体のとして支給対象とする。※スワレットを住宅改修費、便座(補高便座)を福祉用具購入費として申請することも可能。
		腰掛式便座 ⇒	洋式便器	0	利用者の状態により、必要と認 められる場合は対象となる
		洋式便器 ⇒	和式便器	Δ	利用者の状態により,必要と認められる場合は対象となる
			かさ上げ・下げ	0	
			便座の高さの違う洋式便器	Δ	劣化・老朽化等の理由は不可。 利用者の状態により、必要と認 められる場合は支給対象とな る。
			暖房便座、洗浄機能等が付加された便座	×	暖房機能,洗浄機能等の利用の ための取替えは対象外
			位置や向きの変更 補高便座(洋式便座の上に置いて高さ を補うもの)	O ×	腰掛便座として福祉用具購入費 の支給対象となる
	付帯 工事	便座の取替えに伴う給排 のを除く)	水設備工事(水洗化または簡易化に係るも	0	配水管の長さや位置を変える工 事を対象としている
		水洗化 • 簡易化		×	
		トイレの間取り(床面積	りを広げる工事	×	
		便器の新設		X	
		既存便器の撤去・処分費	開	0	
		便器の位置変更等による	既存物の移設費用	Δ	必要最小限で認めるものとする

※ この適用範囲は保険者判断によるものも含まれるため、あくまでも調布市においてのものであり、他の保険者と異なる場合がありますので御注意願います。

申請書類の記入上の注意

#### 住宅改修(償還払用)(事前申請)記入





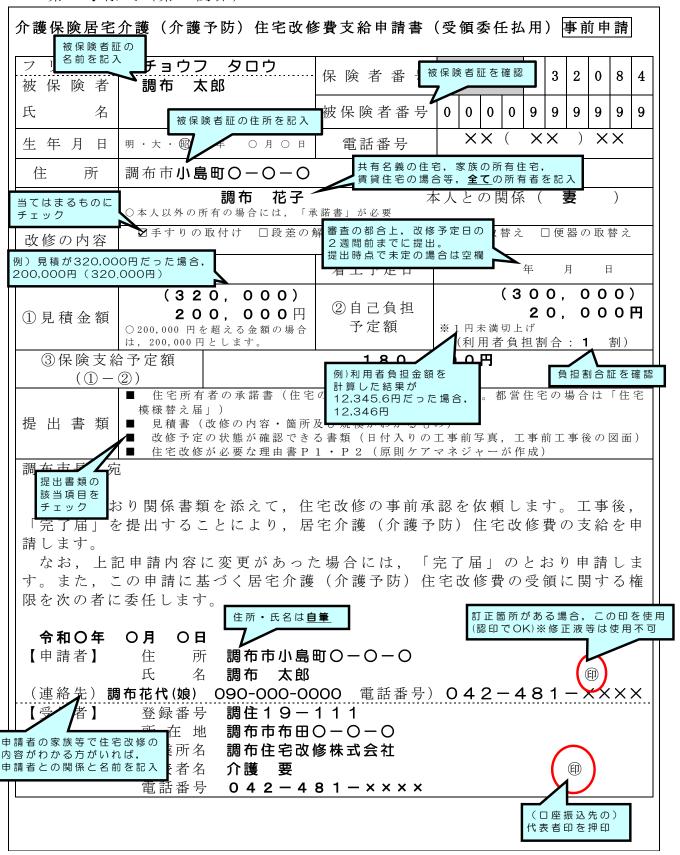
住宅改	<b>枚修の承諾書</b>	
該当項目にチェック	年月番曲も忘れずに	Ħ
<ul><li>□ その他(</li><li>)</li><li><u>選諾の住所・氏名を記入</u></li><li><u>氏</u></li></ul>	【住宅の所有者】 住 所 <b>調布市小島町〇一〇一〇</b> 名 <b>調布 太郎</b> 本人との関係( <b>夫</b> )	申請者と承諾者が同居の場合でも、別次の印を押印 ※認証でのK
私は、次の住宅に、 <u>(本人) 調布 存</u> 住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行った。 住 所 <b>調布市小島町〇一〇一〇</b>		[予防]

※ 住宅の所有者が本人以外の場合は、この承諾書が必要です。



#### 住宅改修(受領委任払用)(事前申請)記入例

第7号様式(第8関係)



銀行名	・支店名は合併・統廃合等に注意 フル 曖(ハ 曖 ) 1977	住宅改修費を下記の口	座へ振りを種目も忘れずにい。
	銀行名	支 店 名	預金種目口座番号
座	<b>住宅改修</b> 銀行・信用金庫 農協・信用組合	調布 支店 本店 支店・出張所	① 普通 0 0 1 1 1 1 1
振替	フ リ ガ ナ	チョウフジェウタクカイ	シュウ(カブ)
依頼欄	口座名義人	調布住宅改修㈱	フリガナは正確に 例)「チヅ」と「チズ」 「ヤマサキ」と「ヤマザキ」など。 住民登録上のフリガナと
			違う場合はその旨欄外に記入。

#### 住宅改修の承諾書

#### 該当項目にチェック

令和〇年8月1日 承諾者の住所・氏名を記入

七の所有者】

本人以外の家族等 (賃貸契約なし)

賃貸人

□ その他(

住 所 調布市小島町 氏 名 調布 花子

本人との関係( 妻

私は、次の住宅に、<u>(本人) 調布 太郎</u>が、「介 同居の場合でも、 別々の印を押印 宅介護 (介護予防) 住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行う ※認印でOK 諾いたします。

住 所 調布市小島町〇一〇一〇、

改修先の住所を記入

----※調布市記入欄 ----

	区分	保険料納付状況	保険対象額	本人負担額	支給決定額	備考
		未納保険料				
1	一般	有・無				
2	支払方法の変更					
3	給付額減額	滞納保険料				
	THE LT BY IVA BY	有 · 無				

サービ	ス提供年月	資	格		要	介	護	度			相談入力	承認日
D		1	9	要支援	1	2						
K	•	1	Z	要介護	経	1	2	3	4	5		

<del>"</del>	住宅改修が必要な理由書(記入要領)	要な理由書	(記入	要領)	以				 Fすり② 汲び扉	②(浴槽)  までの	から出る! 後動用)		[工事内容]例 浴室:縦手すり①(浴槽に入る用)縦手すり②(浴槽から出る用)横手すり③(浴槽から立ち座り用) 玄関:L字手すり④(玄関の上り框昇降及び扉までの移動用) 階段:連続手すり⑤(2階寝室までの移動用)		<u> </u>		
V	く基本情報>							(191)									
	被保険者 ○○○○○○	^	中野	92	競 生年月日	型型 開 開	〇年 4月 1日	性別	四黑	女口		現地確認日	令和〇年〇月〇日	作成日	令和0年0月0日	ЭЯОВ	
			製小課	要支援		要介護	護	新規	新規申請中			所属事業所	00	ケアプランセンタ	ンター		
4用者	被保険者 <b>介護 太</b> 氏名	太郎		1 · 2	-	(S)	. 4 . 5	参	変更申請中		正成者	資格	介護支援専門員 🖸 その他 🛭 (	包括職員			
												氏名		00 00			
												連絡先	00	-0000	0000		
1	介護支援専門員等→利用者へ 複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう 田巻に対して説明しているか	介護支援専門員等一利用者 :改修の事業者から見積もり? で説明! エいろか	1者へ 5りを取	るよう、利	ויואו		いいえ口		理由書 の入院	   作成時   2入所の	の病院・ 有無	理由書作成時の病院・施設等へ の入院入所の有無	一 無 口				
		3												_			
		〇 両膝変形 段差昇降	作藤展 や扉の	調節症で、 開閉では	両膝変形性膝関節症で、痛みが強く 段差昇降や扉の関閉ではふらつく。	<、歩 部屋0	、歩行が不安定。 <u>屋内は壁伝いでゆっくり</u> 部屋の敷居段差で1度転倒したことがある。	<b>屋<u>内は壁伝いでゆっくり1</u></b> 1度転倒したことがある。 <b>屋</b>	<b>先い7</b> したこ	さがあって	1,1	1 人で歩行して 屋外は介助歩行	<u>ている</u> が、 狂。	福祉 住宅改修	福祉用具の利用状況と 住宅改修後の想定 改修前	明状況と 改修前   改	改修後
		×   両膝変形	<b>性膝</b> 膜	両膝変形性膝関節症で、	痛みが強い。		歩行が不安定ながら1人で移動しており,	ごら1人.	で移動	してお		強く不安を感じている。	シている。	<ul><li>●車いす</li><li>●特殊寝台</li></ul>			
₩.	利用者の身体状況	【ポイント】 移動や立ち上がり、姿勢保持といった を内及び屋外での移動時、また、段差 (自立、壁や物に伝い歩き、介助歩行	7. 2. 2. 2. 2. 2. 3. 4. 4. 4. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5.	), 姿勢場 )移動時, [后い歩き	海たいう! また。 設 ・ 介 智 技	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	.日常生活における身体状況について記述する。 や階段などの昇降動作時に実際にどのような状況なのかを記述する。 ; 歩行器利用, など)	<b>3</b> 体状況( 如作時に多	ころいた戦闘にな	 	1名。 5な状況	まのかを記	<b>斯</b> 母名。	●床ずれ防止用具	町		
														●体位変換器	oło		
Į	介護状況	現在、主な介護者や家族が、住宅改修箇 利用しているサービスなどを記述する。	護者ならせて	)家族が、 、スなどを	住宅改修 記述する。		所に対してどう関わっ	11200	ているか。					<ul><li>手すり</li><li>スローブ</li><li>歩:4:4</li></ul>	Ä		
-5	「居室」は分かりづら いため 「寝室」等特定	0												●記知症老人	. ,	) [	) [
, <sup>K</sup>	ぎる言葉を使用する	日常生活を送しています。 日間にある場	る中で変換して	i. 与体機)路段异路	能の維持? 移動が可能	を本人が続けてなる	が希望している	る。 までたお	り自分	の部屋	い 高 ろ	ことができる。	200	(排回感知機器 ●移動用リフト	器 4		
		ディサービス入浴が可能と	なるこれ	<u>ななどの外</u> ことで、日	出が可能、 常生活の	となる; 中でお唇	<u>デイサービスや散歩など</u> の外出が可能となることで、社会参加や身体機能の向上が期待される。 入浴が可能となることで、日常生活の中でお風呂でリラックスできる1人の時間を取ることがて	砂加や フスでき	存機能の17	の向上の時間	が期待さ を取るこ	れる。 とができる。	2°	● 腰掛便座 ●特殊尿器 ● 1 ※雑品			
* ر	「日本ののです。	×												● 个/6補以用点 ●簡易/6槽	ıı,		
<b>₩</b>	エンな際に多い、利用者等は日常生活 をどう変えたいか	階段で2階を行き来する際、ふらつきや 玄関に手すりを設置することで転倒の不 浴室に手すりを設置することで、安心し	行るを開設を	なるのでしていることでしていません。	ふらつず て転倒の7 で、安心(	ちゅく7人を存る 大名を アンダラ アンジャランジ	bすく不安を感じている。 K安を感じることなく,好 Vて入浴機会を設けたい。	78。事 7. 安全 5.1。	す で 子 子 日 子	利用すったい。	3777	。手すりを利用することで不安を解消したい。 安全に外出したい。 '。	当したい。	◆ その 他			
		【ボイント】 住宅改修によって利用者及び家族は介護状況。 か(特に何を希望しているのか), また, その	となる ひまり まんご ひまんご 間に	利用者及7 している6	)家族は介 りか), ま	職状況が、	況,ADL,社会参加など, その効果を記述する。	参加など する。		5年活を	だら数が	日常生活をどう変えたいと思っているの	256180				

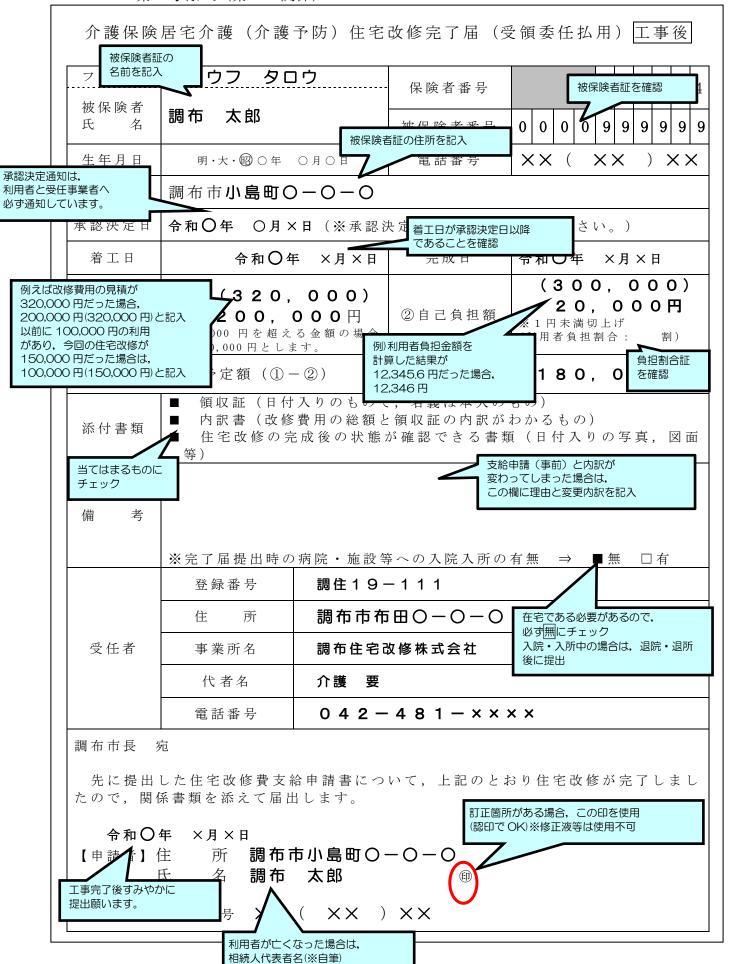
住宅改修が必要な理由書	<b>長な理由書</b>			
イルサ名と「原料品を添」の下ロイ	负.代.详题的"好处"自创步录制, 书名"77"之的"77"及新说》 对"生活之"的代码之影] 中国人		(P2) Parkelenytikan titan tit	
- 「	へびきてのプログルで上の割下を示けられますがが ■ ②①の具体的な困難な状況(…なので…で		got が割るないではないできない。 ③改修目的・期待効果をチェックした上で、	
	… 一番 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	■ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	いたイメージができるように具体的に記述する。	➡ ☑手すりの取り付け 縦手すり①(浴槽(こ入る用)
	【下部の紀入例】O はフチに掴まっている,右足を上げて出入りしているなど、 × はふらつきがある,ハランスを崩しやすいなど,信ないこ	2. 具体的にイメージがしやすい。 には読み取れるが、とう信ないのかが不明確である。	ずい。 ないかが不明確である。 /	縦手すり②(浴槽に入る用) 横手すり③(浴槽から立ち座り用)
子心、   子心、	○ <b>※着フチに抽まりながら浴槽の出入りを行っ Yuる</b> ため、滑って転倒する危険性があり不安を感じている。 <b>右足を上げて出入りをする習慣があり、冷磨に入る6時に出入りをする習慣がう。</b>	<ul> <li>○ できなかったことをできるようにするようにする</li> <li>○ 型転倒等の防止、安全の確保</li> <li>○ 型料用者の精神的負担や不安の軽減</li> <li>○ 不安の軽減</li> <li>○ 小読者の負担の軽減</li> <li>○ ここの他(</li> </ul>	○ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	L字手すり④(玄関用) 連続手すり⑤(階段用) D段差の解消 ( )
	が18の出入りで立ります。 たいでした では 大きの記入例 1 パランスを崩しやすいため、バランスを崩しやすいため、玄関でどう危険なのかが不明	・ 35 フェルのシート 信険がある。 下駄箱に手を付いているといった具体的な状況が明確。 1確。 L字手すりの縦横それぞれの用途に触れていない。	 Rが明確。上字手すりの縦、横部分の用途についての記述もある。 ていない。	†ස්සි සිං
□ 田小口までの屋内移動 □ 上がりかまちの昇降 □ 単いす等、純具の善能 ■ 原物の善能	○	<ul><li>○ できなかったことをできる ようにする</li><li>○ 区転倒等の防止、安全の確保</li><li>○ 型が作の弯易性の確保</li></ul>	○	□引き戸等への扉の取替え ( )
入 間を含む) 数地がまでの	<ul><li>X</li><li>玄関の上がり框の昇降時にバランスを崩す可能性が高く、危険である。</li><li>「下むかある」」(下むかか) 1 回り</li></ul>	☑利用者の格神的負担や 不安の軽減 □□介護者の負担の軽減	× 玄関にL字手すりを設置することで,玄関での動作を安全に 行える。(④)	(
towa( )	renom人図」 2階の漢字に行くという目的が明確。 2階に向をしに行くのか、どう危険な	きながら階段を昇り降り が不明確。	壁に手を付きながら階段を昇り降りしているという具体的な状況が明確。 :状況なのかが不明確。	( )
	○ 2階の <b>寝室</b> に行くために、階段昇降をするが、ふらつ きがあり、 <b>壁伝いの</b> 状況である。	■ 111回子のPDT、女主の確保 区動作の容易性の確保 区利用者の精神的負担や 不安の軽減	○	
1 153	× 2階に行くため、階段昇降をするが、転倒しそうで危険な状況である。	□ 介護者の食担の軽減 □ その他( )	× 階段に連続手すりを設置することで,階段昇降をスムーズに 16除なく行うことができる。	□その他 (

70.52(前 27.1)   1.1	100   10	1985年821744   1985年8244年1984日   1986年8217   1985年8244日   1986年8217   1985年8244年1984日   1986年8217   1985年8244年1984日   1986年8217   1985年8244日   1986年8217   1985年8244日   1986年8217   1985年8241日   1986年8217   1985年8241日   1986年8217   1985年8241日   1986年8241日   1986年8	見積(内訳)明細書の作成例	書の作り	<del></del>	(実際の金額とは関係ありませんので御 			♪ ○○配合	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	の機能の作成の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	見積書の作成年月日は、理由書作 成日以降の日付で記入してください。
1987/37707/196452、	A PARTON SACTOR A PARTY ( MRXの A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	1987/27070 64.2.2   小型	被保険者様ムで記入し	らおめ. イヘガス	当をフルネーさい。	<b>ノロ15 (一) (※工事後は名称を</b>	- 「児籍書」から「内訳書」に変更する)		) <u>-</u>		ı	8合は、作成年月日を完 領収日末での日付で記 がよい
## 2	# 報告報告   1 日本   1 日本		被保険者氏名:	00	00	内訳がわかるよう を含む), 施工費 分してください。	5, 材料費(個数や長さ)。 3, 諸経費等を適切に区 1		YOOOOY XX周X-	×-×-	_	200
1.2   1-1   An Amage   An Ama	2	20   1   1   1   1   1   1   1   1   1							-000-	- 000		
1, 2 トイレ 人の方側 世事等り	14 m   4,500   6,300   2000   1 m   1 m   2,000   1 m   2,000   2 m	1. 2 トイレ 人の左側 Life字の Life DOXYTOO				名称	• 規格 •		(東京) 東西 東田	金額	算出根拠	定価を記入。 20000円/4mの場合は100円/4mの場合は100円/100円/100円/100円/4mの場合は100円/4mの場合は100円/100円/100円/100円/100円/100円/100円/100円
35 6 A A B マ インブルケー   A A D O O O O O O SA O O E A D O E A D O O E A D O E A D O E A D O E A D O E A D O E A D O E A D O O E A D O E D	35 6 A R P F 7 2 J J J J J J J J J J J J J J J J J J	35 6 Add Per   72 July   M.A. BD-112-040-0815   14 m   4,500 6 6300 2 mm5.000円 m   3000 5 mm5.000 5 mm5.000円 m   3000 5 mm5.000 5 mm5.000 5 mm5.000円 m   3000 5 mm5.000 5 mm		2		し型手すり	L=700×700					当はも000円/mc/年   る。
A Decomposition	Agy	A						1.4 m	4,500	6,300		
100   10	357ラアット機型カバーは	1000   1000				スプレート (二の字付)	幅80×厚み15	Θ.	3,000	5,400		
1.755   3510   2011   2015	35エンドブラケットカバーは   M A A O O O O O O O O O O O O O O O O O	35日ンドフラケットカバーヴ							1,035	1,035		
1 日	1000   1000	1650   1650   26億1800   1650   261800   1650   261800   1650   261800   1650   261800   1650   261800   1650   261800   1650   261800   1650   261800   1650   261800   1650   261800   2618						-	1,755	3,510		
1,040   1,	1040   1,040   20175   1 回	1 回搬手前   1040   104							1,650	1,650	定価1,800円	
1 対	取付費   取付費   1 式 7,000 7,000   7,000   7,000   1,010   1,0	3.4   トイレ 信照手前   1型艦手手り   1上600   1月   1月   1月   1月   1月   1月   1月							1,040	1,040	定価1,150円	
1.	10	3.4 トイレ 便腦手面 1型職手写り L=600				取付費			2,000	7,000		
3.4 トイレ (機)計画 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	### 1	3. 4 トイレ 使闘手前   1型艦手手が   1型艦手手が   1型艦手手が   1型艦手手が   1型艦手手が   1型艦手手が   1型艦手手が   1型艦手が   1型艦手が   1型艦手が   1型艦手が   1型艦手が   1型艦手が   1型艦手が   1型艦手が   1型艦手が   1型艦   1型m   1型				기름+				25,935		
3,4         トイレ 優勝等前         1型縦手すり         L=600         m         4,500         2,700         cm5,000           1         大製化-スプレート (二の字付) 樹 A A BD-112-040-0915         0,6 m         4,500         2,700         cm5,000           1         351ンドブラケットカバー付 樹 A A G40-1045         2 個         1,755         3,510         cm3,300         4,200         cm5,000         cm3,300         cm3,300 <td< td=""><td># 2</td><td>3.4 トイレ 優勝手前 1 型縦手すり         L-600         L-600         C 6 m 4,500         2700         E価5000         2700         E価5000         2700         E価5000         2700         E価5000         2700         E価5000         E 6500         &lt;</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>	# 2	3.4 トイレ 優勝手前 1 型縦手すり         L-600         L-600         C 6 m 4,500         2700         E価5000         2700         E価5000         2700         E価5000         2700         E価5000         2700         E価5000         E 6500         <										
1	356434億ティンブル付   MAA BD-112-040-0815   O.6 m 4,500 2,700 2(m5,000 and 2,000 and 2,0	35 6 A DA M		$\vdash$		型縦手すり	009=7					
A	大製ペースプレート (二の字付)   WAA 6890×	大学ペースプレート (二の字付)							4,500	2,700		
1	S5エンドブラケットカバーは   WAA 040-1045   2 個 1,755 3,510   2 個 1,758 3,510   2 個 1,000   2 目 1	1				木製ベースプレート (二の字付)	幅80×厚み15	4.	3,000	4,200		
Divide	取付費   取付費   上記   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	5       トイレ 出入口 段差解消スローフ       16910       16910         5       トイレ 出入口 段差解消スロープ       全体の10%程度が目 (自3000)       15,000       15,000       15,000       16,010       10,000				ドブラケットカバー付	$\triangledown \nabla$		1,755	3,510		
5 トイレ 出入口 田入口 田内費       上本の10 接触消スロープ       1 個 15,000 15,000 度価18,000 度	山計   日本	5       トイレ 山入口 田入口 段差解消スローフ       1 個 15,000 15,000 25,000         101       全体の10%程度が目				取付費			6,500	6,500		
5 トイレ 出入口 設建解消スロープ       主体の10%程度が目 信息を	出入口   段差解消スロープ   1 個 15,000 15,00	5       トイレ 出入口 設定解消スロープ       取付費       16,000 15,000 2000         小計       全体の10%程度が目       25,000         小計       会体の10%程度が目       1 式 6,500         高部を費       1 式 6,500         高計を       1 式 7,845         高計を       1 式 6,500         高計を       1 式 6,500         高計を       1 式 7,845         高計を       1 式 7,863         第合計       25,00         第合計       1 式 7,363         第合計       25,0         第合計       10 % 7,363         第合計       25,0         (全力の取付け 2) 段差の解消 3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変質         (4) 引きすりの取付け 2) 段差の解消 3) 洋式便器等への便器の取替え 6) その他住宅改修に付帯して必要となる改みたる改り				小計				16,910		
5       トイレ 出入口 設差解消スローブ       取付費       1 (6000 15,0000 15,0000 10,00000 10,0000 10,0000 10,0000 10,0000 10,0000 10,00000 10,0000 10,0000	出入口   段差解消スローブ   1 個   15,000   15,000   25,	5 トイレ 出入口 図 整難消スロープ         取付費         1,5000 15,000   15,										
全体の10%程度が目 会となります。 (位引きは消費税計 (自制に行ってくだ (立い。) 10 % 10,000 10	取付費   10,000 10,000   10,0	取付責		7	$\neg$	段差解消スローブ			15,000	15,000	_	
全体の10%程度が目     25,000       安と応ります。     1 式     67,845       値引きは消費税計     1 式     -708       算前に行ってくだ     73,637       さい。     10 %     7,363       81,000     81,000	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	(日本の10分程度が目 またのます。       全体のます。       1 また				取付費			10,000	10,000		
全体の10%程度が目 安となります。 (1 対 6.500 (直引きは消費税計 1 対 -708 (章前に行ってくだ 73.637 さい。 10 % 73.637	全体の10%程度が目   全体の10%程度が目   2 となります。	全体の10%程度が目     全体の10%程度が目       が計     (5500)       (2500)     (2500)    <				Ì				25,000		
値引きは消費税計	1 対	住宅改修の種類: ① 手手のの取付け ② 段差の解消 ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更な 3 光の 3 光				全体の10/ 安となりま	%程度が目 です。					
1 式 6,500   1式 - 708   1式 - 708   200   1式 - 708   1 式 - 708   200	諸経費     1 式     6,500       値引き     値引きは消費税計     1 式     -708       含計     さい。     10 %     7,363       総合計     さい。     10 %     7,363       総合計     81,000       (1) 手ずりの取付け ② 段差の解消 ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更       (2) ま言学への帰来の服装え (2) 注注 個景等への指案の服装え (3) 活力の開業の服装え (4) 注注 (4) 注注 (4) 計算 (4) 計	住宅改修の種類: ① 手ぎりの取付け ② 段差の解消 ③ 消がにおった     1 式 6,500       イン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								67,845		
値引きは消費税計	値引き     値引き     1 式     -708       含計     章い     73.637       消費税     10 %     7.363       総合計     8/6計     81.000       : ① 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更       (3) 清白空への電影の助装え 6 洋井間景等への電影の助装え 6 子の地住を対像に付帯して必要とたる対象	住宅改修の種類: (1) 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 消りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更				諸経費		_		6,500		は日末浦切ねて
算前に行ってくだ				_		個引き	値引きは消費税計	-		-708	(18) T	გი ₩
CVI 10 %						- t-	韓門に行ってくが			73,637		
						消費稅	CVI			7,363		
	: ① 手すりの取付け ② 段差の解 ② 引き百等への雇の取券 3 (A)	住宅改修の種類: (1) 手すりの取付け (2) 段差の解 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) なみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		Н		総合計				81,000		

	ョウフ ハナコ		
7 J Sinesz 被保険者 氏 名	<b>7</b> **	保険者番号	知義者証を確認     2     0     8     4       0     0     9     9     9     9     9
生年月日	明・・・昭樹網を記入	日生性	別男・安
住 所	調布市小島町(一〇一〇		
電話番号	Tel xxx (xxx)	××××	承認決定通知は、
承認決定日	令和 X年 ○月 X ○ 承認決定通知書の日付です。		利用者へ必ず通知しています。
着 工 日	令和 X 年 X 月 O		着工日が承認決定日以降
完成日	令和 X 年 X 月 O	日	であることを確認
はまるものに ック 添付書類	200,000 円  ○ 200,000 円を超える金額の場合は,200,000  ① 領収証 (日付入りのもので,  内訳書 (合計金額が領収証の金額  ■ 住宅改修の完成後の状態が確認でき	名義は本人に限る) [と一致するもの)	320,000 円だった場合, 200,000 円(320,000円と記 以前に 100,000 円の利用 があり、今回の住宅改修が 150,000 円だった場合は, 100,000 円(150,000 円)と
		•	支給申請(事前)と内訳が変わってしまった場合は、この欄に理由と変更内訳を
備  考			
<u>調布市長</u> 事完了後すみや <sub></sub> 記 願います。		在宅であり、必ず無に入院・ノ	がずご記入ください 】 ある必要があるので、 ニチェック 、所中の場合は、 限所後に提出

#### 住宅改修(受領委任払用)(完了届)記入例

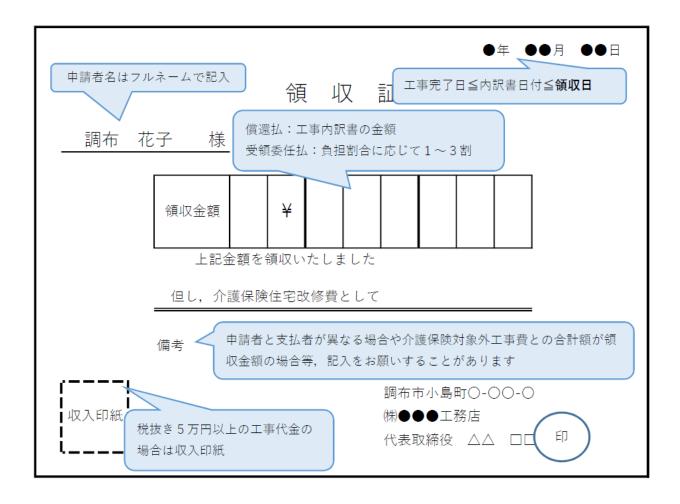
第8号様式(第10関係)



## 【調布市記入欄】

資	格	要介護度	申請入力	審査	決定日	振込日
1 2	0	要支援 1 2				
		要介護 1 2 3 4 5				

## 領収証記入例



## 住宅改修のお問合せ先

## 調布市 福祉健康部高齢者支援室介護保険担当

介護給付係 042-481-7321

## 令和6年度版『住宅改修費の支給について』

発行月 令和6年12月

発 行 調布市

編 集 高齢者支援室介護保険担当

〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1

**5** 042-481-7321

印刷 庁内印刷